記

1　変更事項の内容

変更前	変更後

2　変更が必要となる理由

3　添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応しています。）

記

1　変更事項の内容

認定を受けた排除確保措置計画のうち，変更しようとする事項について，変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際，変更した部分については，下線を引いてください。

2　変更が必要となる理由

認定を受けた排除確保措置計画の変更が必要となる理由を，具体的に記載してください。

3　添付書類

①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類，②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４８条の７第７項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。

例えば，認定を受けた排除確保措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの，災害のため，やむを得ず，実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において，変更する排除確保措置として，当該一部の取引先への通知に係る実施期限を３か月間延長することを申請する場合には，通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。

なお，日本語以外の言語で記載されている書類については，日本語の翻訳文を添付してください。

備考

1　本申請書を連名で作成する場合には，各申請者の氏名等を列記し，それぞれ代表者が押印をしてください。

2　申請者が外国会社である場合であって，本国において代表者が押印をする慣行がない場合には，代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。

3　代理人が本申請書を作成する場合は，申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上，代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には，併せて委任状を添付してください。

4　記載事項について書き切れない場合は，適宜別紙に記載してください。

5　本申請書には，ページ番号を記載してください。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき，公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日　公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「提出の手続」の下に「，確約手続（法第四十八条の二から第四十八条の九までの手続をいう。）」を加える。

第二十九条第三項中第三号を第四号とし，第二号の次に次の一号を加える。

三　当該事件について排除措置計画又は排除確保措置計画の認定をした場合

附　則

この規則は，環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請，報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日　公正取引委員会委員長　杉本　和行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請，報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請，報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「したとき」の下に「（当該企業結合届出書に係る株式の取得，合併，分割，株式移転又は事業等の譲受けに関し，法第四十八条の三第三項の排除措置計画の認定をしたときを除く。）」を加える。

附　則

この規則は，環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。